

議案第 4 号

平 23 都市計画第 1004 号
平成 24 (2012 年) 2 月 3 日

山口県都市計画審議会
会 長 三 浦 房 紀 様

山口県知事 二 井 関 成

山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、小郡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、阿知須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに秋穂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更することについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、小郡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、阿知須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに秋穂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山口県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。
議案集別冊(1)「山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

理 由

山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、小郡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、阿知須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに秋穂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第6条の2の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするために、平成16年に都市計画決定されています。

この度、都市計画区域の変更への対応、市町村合併の進展や人口減少、少子高齢化等の社会情勢の変化に応じた集約型の都市づくりの実現及び都市防災の取組の推進を図るため、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針としようとするものです。